

国官会第 150 号
国北予第 3 号
令和 4 年 4 月 19 日

各 地 方 整 備 局 総 務 部 長 殿
北 海 道 開 発 局 事 業 振 興 部 長 殿
国 土 技 術 政 策 総 合 研 究 所 総 務 部 長 殿
国 土 地 理 院 総 務 部 長 殿

国 土 交 通 省

大 臣 官 房 会 計 課 長
北 海 道 局 予 算 課 長
(公 印 省 略)

「工事請負契約及び設計業務等委託契約における
契約の保証に関する取扱いについて」の一部改正について

直轄工事及び建設コンサルタント業務等における契約手続きの電子化を推進するため、今般、「工事請負契約書の制定について」等の一部改正について（令和 4 年 3 月 22 日付け国会公契第 55 号、国北予第 67 号）により各種契約書を改正したところである。

これに伴い、下記のとおり「工事請負契約及び設計業務等委託契約における契約の保証に関する取扱いについて」（平成 24 年 3 月 19 日付け国官会第 3186－5 号、国地契第 95 号、国北予第 39 号）の一部を改正することとしたので通知する。

記

「工事請負契約及び設計業務等委託契約における契約の保証に関する取扱いについて」（平成 24 年 3 月 19 日付け国官会第 3186－5 号、国地契第 95 号、国北予第 39 号）の一部を次のように改正する。

「工事請負契約及び設計業務等委託契約における契約の保証に関する取扱いについて」記中次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
1 工事請負契約等（工事請負契約又は設計業務等委託契約をいう。以下同じ。）における契約の保証 ① （略） ② <u>①の規定による金融機関等が交付する金融機関等の保証に係る保証書、保険会社等が交付する公共工事履行保証証券に係る証券又は保険会社が交付する履行保証保険契約に係る証券の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって金融機関等が定め契約担当官等の認める措置を講ずること（以下「電磁的方法による提出」という。）ができるものとする。この場合において、落札者は当該保証書又は証券を提出したものとみなす。</u> ③ <u>①の規定にかかわらず、工事請負契約書運用基準通達等（工事請負契約書運用基準通達又は土木設計業務等委託契約書運用基準通達等をいう。以下同じ。）第4条関係に規定するとおり、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の2第1項第1号の規定により工事請負契約書等の作成を省略できる工事請負契約等である場合は、契約の保証を要しないものとする。</u> （削る） （削る）	1 工事請負契約等（工事請負契約又は設計業務等委託契約をいう。以下同じ。）における契約の保証 ① （略） （新設） ② <u>①の規定にかかわらず、工事請負契約書運用基準通達等（工事請負契約書運用基準通達又は土木設計業務等委託契約書運用基準通達等をいう。以下同じ。）第4条関係に規定するとおり、次のイ又はロのいずれか（設計業務等委託契約の場合にあつては、イ）に該当する場合は、契約の保証を要しないものとする。</u> <u>イ</u> 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の2第1項第1号の規定により工事請負契約書等の作成を省略できる工事請負契約等である場合。 <u>ロ</u> 落札者が共同企業体である場合。ただし、当該共同企業体の構成員の全部が中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1号に規定する会社及び個人をいう。）であつて、その数が3人以下である場合又は

④ 工事請負契約書等第4条、工事請負契約書運用基準通達等第4条関係及び①の規定にかかわらず、契約担当官等は、役務的保証を必要とする場合には、契約の保証として公共工事履行保証証券による保証のみを求める必要があるため、工事請負契約書等の記載方法等について本省大臣官房会計課公共工事契約指導室又は北海道局予算課に事前に十分な時間的余裕をもって協議すること。	構成員のうち工事施工能力が最低と認められる者の等級（工事請負業者選定事務処理要領（昭和41年12月23日付け建設省厚第76号）第7条第1項第2号の規定により付された等級をいう。）が当該共同企業体の等級より2等級以上下位であるものを含む場合を除く。 ③ 工事請負契約書等第4条、工事請負契約書運用基準通達等第4条関係及び①の規定にかかわらず、契約担当官等は、役務的保証を必要とする場合には、契約の保証として公共工事履行保証証券による保証のみを求める必要があるため、工事請負契約書等の記載方法等について本省大臣官房地方課又は北海道局予算課に事前に十分な時間的余裕をもって協議すること。
2 請負契約締結時における取扱い (1)・(2) (略) (3) 金融機関等の保証についての取扱い ① 契約担当官等は、落札者から、工事請負契約書等案の提出とともに工事請負契約書等についての金融機関等の保証に係る保証書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等に誤りがないかを確認の上、工事請負契約書等を締結するものとする。 イ (略) ロ 保証人が金融機関等であること。 また、電磁的方法による提出の場合を除き、押印（印刷済みのものを含む。）があること。 ハ～リ (略) ② 工事請負契約等を締結後、保証書（電磁的方法による提出の場合はその出力書面又は電磁的記録）は、工事請負契約書等と一緒に綴り、又は保管しておくものとする。 (4) 公共工事履行保証証券及び履行保証保	2 請負契約締結時における取扱い (1)・(2) (略) (3) 金融機関等の保証についての取扱い ① 契約担当官等は、落札者から、工事請負契約書等案の提出とともに工事請負契約書等についての金融機関等の保証に係る保証書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約書等を締結するものとする。 イ (略) ロ 保証人が金融機関等であり、押印（印刷済みのものを含む。）があること。 ハ～リ (略) ② 工事請負契約等を締結後、保証書は、工事請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。 (4) 公共工事履行保証証券及び履行保証保

険についての取扱い ① 契約担当官等は、落札者から、工事請負契約書等案の提出とともに工事請負契約書等についての公共工事履行保証証券に係る証券（履行保証保険の場合にあつては、履行保証保険に係る証券。以下同じ。）の提出を受けたときは、次に掲げる<u>事項等</u>に誤りがないかを確認の上、工事請負契約書等を締結するものとする。 イ （略） ロ 保証人（履行保証保険の場合にあつては、保険会社）の<u>記名押印（印刷済みのものを含む。電磁的方法による提出の場合は保証人の氏名又は名称の記載）</u>があること。 ハ～ト （略） ② 工事請負契約等を締結後、<u>公共工事履行保証証券に係る証券（電磁的方法による提出の場合はその出力書面又は電磁的記録）</u>は、工事請負契約書等と一緒に綴り、又は保管しておくものとする。	険についての取扱い ① 契約担当官等は、落札者から、工事請負契約書等案の提出とともに工事請負契約書等についての公共工事履行保証証券に係る証券（履行保証保険の場合にあつては、履行保証保険に係る証券。以下同じ。）の提出を受けたときは、次に掲げる<u>事項等提出書類</u>に誤りがないかを確認の上、工事請負契約書等を締結するものとする。 イ （略） ロ 保証人（履行保証保険の場合にあつては、保険会社）の<u>記名押印（印刷済みのものを含む。）</u>があること。 ハ～ト （略） ② 工事請負契約等を締結後、<u>公共工事履行保証証券に係る証券</u>は、工事請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。
3 受注者の債務不履行による解除時の取扱い 契約担当官等は、工事請負契約書（工事請負契約書通達によるものをいう。以下同じ。）<u>第47条各号若しくは第48条各号</u>、土木設計業務等委託契約書（土木設計業務等委託契約書通達によるものをいう。以下同じ。）<u>第43条各号若しくは第44条各号</u>、建築設計業務委託契約書（建築設計業務委託契約書通達によるものをいう。以下同じ。）<u>第48条各号若しくは第49条各号</u>又は建築工事監理業務委託契約書（建築工事監理業務委託契約書通達によるものをいう。以下同じ。）<u>第35条各号若しくは第36条各号</u>のいずれかに該当するときは、すみやかに、工事請負契約等を解除するものとする。た	3 受注者の債務不履行による解除時の取扱い 契約担当官等は、工事請負契約書（工事請負契約書通達によるものをいう。以下同じ。）<u>第46条第1項各号</u>、土木設計業務等委託契約書（土木設計業務等委託契約書通達によるものをいう。以下同じ。）<u>第42条第1項各号</u>、建築設計業務委託契約書（建築設計業務委託契約書通達によるものをいう。以下同じ。）<u>第42条第1項各号</u>又は建築工事監理業務委託契約書（建築工事監理業務委託契約書通達によるものをいう。以下同じ。）<u>第32条第1項各号</u>のいずれかに該当するときは、すみやかに、工事請負契約等を解除するものとする。ただし、工期経過後相当の期間内に工事（設計業務等委

だし、工期経過後相当の期間内に工事（設計業務等委託契約の場合にあっては、業務。以下同じ。）を完成する見込みがあるときは、工事請負契約書第 54 条第 1 項第 1 号、土木設計業務等委託契約書第 51 条第 1 項第 1 号、建築設計業務委託契約書第 56 条第 1 項第 1 号又は建築工事監理業務委託契約書第 43 条第 1 項第 1 号の規定により損害金を徴収して工事を完成させても差し支えない。

（１）契約保証金についての取扱い

① 契約担当官等は、工事請負契約書第 47 条若しくは第 48 条、土木設計業務等委託契約書第 43 条若しくは第 44 条、建築設計業務委託契約書第 48 条若しくは第 49 条又は建築工事監理業務委託契約書第 35 条若しくは第 36 条の規定に基づき、契約を解除した場合は、歳入歳出外現金出納官吏に契約保証金に係る保管金を歳入へ納付する旨の依頼書（別記様式 2）を提出するものとする。なお、依頼書の写しを工事請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。

② （略）

③ 契約担当官等は、工事請負契約書第 54 条第 2 項、土木設計業務等委託契約書第 51 条第 2 項、建築設計業務委託契約書第 56 条第 2 項又は建築工事監理業務委託契約書第 43 条第 2 項に規定する違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、受注者から超過額を徴収するものとする。

（２）契約保証金に代わる担保としての国債についての取扱い

① 契約担当官等は、工事請負契約書第 47 条若しくは第 48 条、土木設計業務等委託契約書第 43 条若しくは第 44 条、建築設計業務委託契約書第 48 条若しくは第 49 条又は建築工事監理業務委

託契約の場合にあっては、業務。以下同じ。）を完成する見込みがあるときは、工事請負契約書第 45 条第 1 項、土木設計業務等委託契約書第 41 条第 1 項、建築設計業務委託契約書第 41 条第 1 項又は建築工事監理業務委託契約書第 31 条第 1 項の規定により損害金を徴収して工事を完成させても差し支えない。

（１）契約保証金についての取扱い

① 契約担当官等は、工事請負契約書第 46 条第 1 項、土木設計業務等委託契約書第 42 条第 1 項、建築設計業務委託契約書第 42 条第 1 項又は建築工事監理業務委託契約書第 32 条第 1 項の規定に基づき、契約を解除した場合は、歳入歳出外現金出納官吏に契約保証金に係る保管金を歳入へ納付する旨の依頼書（別記様式 2）を提出するものとする。なお、依頼書の写しを工事請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。

② （略）

③ 契約担当官等は、工事請負契約書第 46 条第 2 項、土木設計業務等委託契約書第 42 条第 2 項、建築設計業務委託契約書第 42 条第 3 項又は建築工事監理業務委託契約書第 32 条第 3 項に規定する違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、受注者から超過額を徴収するものとする。

（２）契約保証金に代わる担保としての国債についての取扱い

① 契約担当官等は、工事請負契約書第 46 条第 1 項、土木設計業務等委託契約書第 42 条第 1 項、建築設計業務委託契約書第 42 条第 1 項又は建築工事監理業務委託契約書第 32 条第 1 項の規定

託契約書第 35 条若しくは第 36 条の規定に基づき、契約を解除した場合は、有価証券取扱主任官に契約保証金に代わる振替国債が国庫へ帰属した旨の通知書（別記様式 3）を提出するものとする。なお、通知書の写しを工事請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。 ② （略） ③ 契約担当官等は、工事請負契約書第 54 条第 2 項、土木設計業務等委託契約書第 51 条第 2 項、建築設計業務委託契約書第 56 条第 2 項又は建築工事監理業務委託契約書第 43 条第 2 項に規定する違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、受注者から超過額を徴収するものとする。 （3）金融機関等の保証についての取扱い ① 契約担当官等は、工事請負契約書第 47 条若しくは第 48 条、土木設計業務等委託契約書第 43 条若しくは第 44 条、建築設計業務委託契約書第 48 条若しくは第 49 条又は建築工事監理業務委託契約書第 35 条若しくは第 36 条の規定に基づき、契約を解除したときは、請求金額の欄に違約金の金額（ただし、保証金額が違約金の金額未満の場合は保証金額）を記載した保証金請求書（別記様式 5）及び解除通知の写しを金融機関等に提出し、歳入徴収官（分任官及び代理を含む。以下同じ。）に債権発生の通知を行うものとする。なお、保証金請求書及び債権発生の通知の写しは、工事請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。 ② （略） ③ 契約担当官等は、工事請負契約書第 54 条第 2 項、土木設計業務等委託契約書第 51 条第 2 項、建築設計業務委託契	に基づき、契約を解除した場合は、有価証券取扱主任官に契約保証金に代わる振替国債が国庫へ帰属した旨の通知書（別記様式 3）を提出するものとする。なお、通知書の写しを工事請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。 ② （略） ③ 契約担当官等は、工事請負契約書第 46 条第 2 項、土木設計業務等委託契約書第 42 条第 2 項、建築設計業務委託契約書第 42 条第 3 項又は建築工事監理業務委託契約書第 32 条第 3 項の規定に基づき、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、受注者から超過額を徴収するものとする。 （3）金融機関等の保証についての取扱い ① 契約担当官等は、工事請負契約書第 46 条第 1 項、土木設計業務等委託契約書第 42 条第 1 項、建築設計業務委託契約書第 42 条第 1 項又は建築工事監理業務委託契約書第 32 条第 1 項の規定に基づき、契約を解除したときは、請求金額の欄に違約金の金額（ただし、保証金額が違約金の金額未満の場合は保証金額）を記載した保証金請求書（別記様式 5）及び解除通知の写しを金融機関等に提出し、歳入徴収官（分任官及び代理を含む。以下同じ。）に債権発生の通知を行うものとする。なお、保証金請求書及び債権発生の通知の写しは、工事請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。 ② （略） ③ 契約担当官等は、工事請負契約書第 46 条第 2 項、土木設計業務等委託契約書第 42 条第 2 項、建築設計業務委託契
--	--

約書第 56 条第 2 項又は建築工事監理業務委託契約書第 43 条第 2 項に規定する違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、受注者から超過額を徴収するものとする。 (4) 公共工事履行保証証券及び履行保証保険についての取扱い ① 契約担当官等は、工事請負契約書第 47 条若しくは第 48 条、土木設計業務等委託契約書第 43 条若しくは第 44 条、建築設計業務委託契約書第 48 条若しくは第 49 条又は建築工事監理業務委託契約書第 35 条若しくは第 36 条の規定に基づき、契約を解除したときは、請求金額の欄に違約金の金額(ただし、保証金額(履行保証保険の場合にあっては、保険金額)が違約金の金額未満の場合は保証金額(履行保証保険の場合にあっては、保険金額))を記載した保証金請求書(別記様式 4)(履行保証保険の場合にあっては、保険金請求書(別記様式 4))。以下同じ。)、解除通知の写し及び公共工事履行保証証券に係る証券を保険会社等(履行保証保険の場合にあっては、保険会社)に提出し、歳入徴収官に債権発生の通知を行うものとする。なお、保証金請求書及び債権発生の通知の写しは工事請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。 ② (略) ③ 契約担当官等は、工事請負契約書第 54 条第 2 項、土木設計業務等委託契約書第 51 条第 2 項、建築設計業務委託契約書第 56 条第 2 項又は建築工事監理業務委託契約書第 43 条第 2 項に規定する違約金の金額が保証金額(履行保証保険の場合にあっては、保険金額)を超過している場合は、別途、受注者から超過額を徴収するものとする。	約書第 42 条第 3 項又は建築工事監理業務委託契約書第 32 条第 3 項に記載の違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、受注者から超過額を徴収するものとする。 (4) 公共工事履行保証証券及び履行保証保険についての取扱い ① 契約担当官等は、工事請負契約書第 46 条第 1 項、土木設計業務等委託契約書第 42 条第 1 項、建築設計業務委託契約書第 42 条第 1 項又は建築工事監理業務委託契約書第 32 条第 1 項の規定に基づき、契約を解除したときは、請求金額の欄に違約金の金額(ただし、保証金額(履行保証保険の場合にあっては、保険金額)が違約金の金額未満の場合は保証金額(履行保証保険の場合にあっては、保険金額))を記載した保証金請求書(別記様式 4)(履行保証保険の場合にあっては、保険金請求書(別記様式 4))。以下同じ。)、解除通知の写し及び公共工事履行保証証券に係る証券を保険会社等(履行保証保険の場合にあっては、保険会社)に提出し、歳入徴収官に債権発生の通知を行うものとする。なお、保証金請求書及び債権発生の通知の写しは工事請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。 ② (略) ③ 契約担当官等は、工事請負契約書第 46 条第 2 項、土木設計業務等委託契約書第 42 条第 2 項、建築設計業務委託契約書第 42 条第 3 項又は建築工事監理業務委託契約書第 32 条第 3 項に記載の違約金の金額が保証金額(履行保証保険の場合にあっては、保険金額)を超過している場合は、別途、受注者から超過額を徴収するものとする。
--	--

4 工事完成時の扱い (3) 金融機関等の保証についての取扱い 契約担当官等は、銀行等が保証した場合にあっては、受注者から工事目的物（設計業務等委託契約の場合にあっては、成果物。以下同じ。）の引き渡しを受けたときは、銀行等の保証書（変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。以下（3）に同じ。）を受注者を通して<u>銀行等</u>に返還するものとし、保証事業会社が保証した場合にあっては、受注者から工事目的物の引渡しを受けた後も、保証書をそのまま工事請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。なお、銀行等の保証書を受注者に交付する際には、受注者から保証書を受領した旨の受領書（別記様式7）を提出させ、受領書及び保証書の写しを<u>工事請負契約書等に綴っておくものとする。ただし、電磁的方法による提出の場合は、この限りでない。</u> (4) 公共工事履行保証証券及び履行保証保険についての取扱い 契約担当官等は、受注者から工事目的物の引き渡しを受けた後も、公共工事履行保証証券に係る<u>証券（電磁的方法による提出の場合はその出力書面又は電磁的記録。</u>異動承認書がある場合は、異動承認書を含む。）をそのまま工事請負契約書等に<u>綴り、又は保管しておくものとする。</u>	4 工事完成時の扱い (3) 金融機関等の保証についての取扱い 契約担当官等は、銀行等が保証した場合にあっては、受注者から工事目的物（設計業務等委託契約の場合にあっては、成果物。以下同じ。）の引き渡しを受けたときは、銀行等の保証書（変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。以下（3）に同じ。）を受注者を通して<u>金融機関等</u>に返還するものとし、保証事業会社が保証した場合にあっては、受注者から工事目的物の引渡しを受けた後も、保証書をそのまま工事請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。なお、銀行等の保証書を受注者に交付する際には、受注者から保証書を受領した旨の受領書（別記様式7）を提出させ、受領書及び保証書の写しを<u>工事請負契約書等に綴っておくものとする。</u> (4) 公共工事履行保証証券及び履行保証保険についての取扱い 契約担当官等は、受注者から工事目的物の引き渡しを受けた後も、公共工事履行保証証券に係る<u>証券（異動承認書がある場合は、異動承認書を含む。）</u>をそのまま工事請負契約書等に<u>綴っておくものとする。</u>
5 請負代金額の増額変更時の取扱い (3) 金融機関等の保証についての取扱い ① (略) ② 契約担当官等は、受注者から工事請負変更契約書等案の提出とともに変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる<u>事項等</u>に誤りがないかを確認の上、工事請負契約等を変更するものとする。 イ (略) ロ 保証人が、保証書に記載された金融	5 請負代金額の増額変更時の取扱い (3) 金融機関等の保証についての取扱い ① (略) ② 契約担当官等は、受注者から工事請負変更契約書等案の提出とともに変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる<u>事項等提出書類</u>に誤りがないかを確認の上、工事請負契約等を変更するものとする。 イ (略) ロ 保証人が、保証書に記載された金融

機関等であること。また、電磁的方法による提出の場合を除き、押印（印刷済みのものを含む。）があること。 ハ～ホ （略） ③ 工事請負契約等の変更後、<u>変更契約書（電磁的方法による提出の場合はその出力書面又は電磁的記録）</u>は、工事請負契約書等と一緒に<u>綴り、又は保管しておくものとする。</u> （４）公共工事履行保証証券及び履行保証保険についての取扱い ① （略） ② 契約担当官等は、受注者から異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項（公共工事履行保証証券の場合にあっては、イからへ、履行保証保険の場合にあっては、ロからト）等に誤りがないかを確認の上、工事請負契約等を変更するものとする。 イ （略） ロ 保証人（履行保証保険の場合にあっては、保険会社）の<u>記名押印（印刷済みのものを含む。電磁的方法による提出の場合は保証人の氏名又は名称の記載）</u>があること。 ハ～ト （略） ③ 工事請負契約等の変更後、<u>異動承認書（電磁的方法による提出の場合はその出力書面又は電磁的記録）</u>は、工事請負契約書等と一緒に<u>綴り、又は保管しておくものとする。</u>	機関等であり、押印（印刷済みのものを含む。）があること。 ハ～ホ （略） ③ 工事請負契約等の変更後、<u>変更契約書</u>は、工事請負契約書等と一緒に<u>綴っておくものとする。</u> （４）公共工事履行保証証券及び履行保証保険についての取扱い ① （略） ② 契約担当官等は、受注者から異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項（公共工事履行保証証券の場合にあっては、イからへ、履行保証保険の場合にあっては、ロからト）<u>等提出書類</u>に誤りがないかを確認の上、工事請負契約等を変更するものとする。 イ （略） ロ 保証人（履行保証保険の場合にあっては、保険会社）の<u>記名押印（印刷済みのものを含む。）</u>があること。 ハ～ト （略） ③ 工事請負契約等の変更後、<u>異動承認書</u>は、工事請負契約書等と一緒に<u>綴っておくものとする。</u>
6 請負代金額の減額変更時の取扱い （３）金融機関等の保証についての取扱い ① 契約担当官等は、保証金額の減額変更を行おうとするときは受注者に対して工事請負契約等の変更後、保証契約内容変更承認書（別記様式８）を交付し、契約担当官等が指定する日に、保証金額を変更後の契約保証金の金額以	6 請負代金額の減額変更時の取扱い （３）金融機関等の保証についての取扱い ① 契約担当官等は、保証金額の減額変更を行おうとするときは受注者に対して工事請負契約等の変更後、保証契約内容変更承認書（別記様式８）を交付し、契約担当官等が指定する日に、保証金額を変更後の契約保証金の金額以

上に保つ範囲で減額変更する旨の<u>金融機関等</u>が交付する変更契約書を提出することを求めるものとする。 ② 契約担当官等は、受注者から変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる<u>事項等</u>に誤りがないかを確認の上、変更契約書を受理するものとする。 イ (略) ロ 保証人が、保証書に記載された<u>金融機関等</u>であること。また、<u>電磁的方法による提出の場合を除き、押印(印刷済みのものを含む。)</u>があること。 ハ～ホ (略) ③ 工事請負契約等を締結後、<u>変更契約書(電磁的方法による提出の場合はその出力書面又は電磁的記録)</u>は、工事請負契約書等と一緒に綴り、又は保管しておくものとする。 (4) 公共工事履行保証証券についての取扱い ① (略) ② 契約担当官等は、受注者から異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる<u>事項等</u>に誤りがないかを確認の上、異動承認書を受理するものとする。 イ (略) ロ 保証人の<u>記名押印(印刷済みのものを含む。電磁的方法による提出の場合は保証人の氏名又は名称の記載)</u>があること。 ハ～ヘ (略) ③ 工事請負契約等の変更後、<u>異動承認書(電磁的方法による提出の場合はその出力書面又は電磁的記録)</u>は、工事請負契約書等と一緒に綴り、又は保管しておくものとする。	上に保つ範囲で減額変更する旨の<u>銀行等</u>が交付する変更契約書を提出することを求めるものとする。 ② 契約担当官等は、受注者から変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる<u>事項等提出書類</u>に誤りがないかを確認の上、変更契約書を受理するものとする。 イ (略) ロ 保証人が、保証書に記載された<u>金融機関等</u>であり、<u>押印(印刷済みのものを含む。)</u>があること。 ハ～ホ (略) ③ 工事請負契約等を締結後、<u>変更契約書</u>は、工事請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。 (4) 公共工事履行保証証券についての取扱い ① (略) ② 契約担当官等は、受注者から異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる<u>事項等提出書類</u>に誤りがないかを確認の上、異動承認書を受理するものとする。 イ (略) ロ 保証人の<u>記名押印(印刷済みのものを含む。)</u>があること。 ハ～ヘ (略) ③ 工事請負契約等の変更後、<u>異動承認書</u>は、工事請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。
---	--

7 工期延長時の取扱い (1) 金融機関等の保証についての取扱い ① 契約担当官等は、保証期間の延長変更を行おうとするときは、受注者に対して、工事請負変更契約書等案の提出とともに保証期間を変更後の工期を含むように延長変更する旨の<u>金融機関等</u>が交付する変更契約書を提出することを求めるものとする。 ② 契約担当官等は、受注者から工事請負変更契約書等案の提出とともに変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる<u>事項等</u>に誤りがないかを確認の上、工事請負契約等を変更するものとする。 イ (略) ロ 保証人が、保証書に記載された金融機関等であること。また、<u>電磁的方法による提出の場合を除き、押印(印刷済みのものを含む。)がある</u>こと。 ハ～ヘ (略) ③ 工事請負契約等の変更後、<u>変更契約書(電磁的方法による提出の場合はその出力書面又は電磁的記録)</u>は、工事請負契約書等と一緒に<u>綴り、又は保管しておくものとする。</u> (2) 公共工事履行保証証券についての取扱い ① (略) ② 契約担当官等は、受注者から異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる<u>事項等</u>に誤りがないかを確認の上、工事請負契約等を変更するものとする。 イ (略) ロ 保証人の<u>記名押印</u>(印刷済みのものを含む。<u>電磁的方法による提出の場合は保証人の氏名又は名称の記</u>	7 工期延長時の取扱い (1) 金融機関等の保証についての取扱い ① 契約担当官等は、保証期間の延長変更を行おうとするときは、受注者に対して、工事請負変更契約書等案の提出とともに保証期間を変更後の工期を含むように延長変更する旨の<u>銀行等</u>が交付する変更契約書を提出することを求めるものとする。 ② 契約担当官等は、受注者から工事請負変更契約書等案の提出とともに変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる<u>事項等提出書類</u>に誤りがないかを確認の上、工事請負契約等を変更するものとする。 イ (略) ロ 保証人が、保証書に記載された金融機関等であり、<u>押印(印刷済みのものを含む。)がある</u>こと。 ハ～ヘ (略) ③ 工事請負契約等の変更後、<u>変更契約書は、工事請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。</u> (2) 公共工事履行保証証券についての取扱い ① (略) ② 契約担当官等は、受注者から異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる<u>事項等提出書類</u>に誤りがないかを確認の上、工事請負契約等を変更するものとする。 イ (略) ロ 保証人の<u>記名押印</u>(印刷済みのものを含む。)があること。
--	--

載) があること。 ハ～ヘ (略) ③ 工事請負契約等の変更後、<u>異動承認書</u> (電磁的方法による提出の場合はその出力書面又は電磁的記録) は、工事請負契約書等と一緒に綴り、又は保管しておくものとする。	ハ～ヘ (略) ③ 工事請負契約等の変更後、<u>異動承認書</u> は、工事請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。
8 工期短縮時の取扱いについて (1) 金融機関等の保証についての取扱い ① (略) ② 契約担当官等は、受注者から変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる<u>事項等</u>に誤りがないかを確認の上、変更契約書を受理するものとする。 イ (略) ロ 保証人が、保証書に記載された金融機関等であること。また、<u>電磁的方法による提出の場合を除き、押印 (印刷済みのものを含む。) があること。</u> ハ～ヘ (略) ③ 工事請負契約等の変更後、<u>変更契約書</u> (電磁的方法による提出の場合はその出力書面又は電磁的記録) は、工事請負契約書等と一緒に綴り、又は保管しておくものとする。 (2) 公共工事履行保証証券についての取扱い ① (略) ② 契約担当官等は、受注者から変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる<u>事項等</u>に誤りがないかを確認の上、異動承認書を受理するものとする。 イ (略) ロ 保証人の<u>記名押印 (印刷済みのものを含む。電磁的方法による提出の</u>	8 工期短縮時の取扱いについて (1) 金融機関等の保証についての取扱い ① (略) ② 契約担当官等は、受注者から変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる<u>事項等提出書類</u>に誤りがないかを確認の上、変更契約書を受理するものとする。 イ (略) ロ 保証人が、保証書に記載された金融機関等であり、<u>押印 (印刷済みのものを含む。) があること。</u> ハ～ヘ (略) ③ 工事請負契約等の変更後、<u>変更契約書</u> は、工事請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。 (2) 公共工事履行保証証券についての取扱い ① (略) ② 契約担当官等は、受注者から変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる<u>事項等提出書類</u>に誤りがないかを確認の上、異動承認書を受理するものとする。 イ (略) ロ 保証人の<u>記名押印 (印刷済みのものを含む。) があること。</u>

<u>場合は保証人の氏名又は名称の記載)</u>があること。 ハ～ヘ (略) ③ 工事請負契約等の変更後、<u>異動承認書(電磁的方法による提出の場合はその出力書面又は電磁的記録)</u>は、工事請負契約書等と一緒に<u>綴り、又は保管しておく</u>ものとする。	ハ～ヘ (略) ③ 工事請負契約等の変更後、<u>異動承認書は、工事請負契約書等と一緒に綴っておく</u>ものとする。
9 履行遅滞時の取扱い (1) 金融機関等の保証についての取扱い ① (略) ② 契約担当官等は、受注者から変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる<u>事項等</u>に誤りがないかを確認の上、変更契約書を受理するものとする。 イ (略) ロ 保証人が、保証書に記載された金融機関等<u>であること。また、電磁的方法による提出の場合を除き、押印(印刷済みのものを含む。)</u>があること。 ハ～ヘ (略) ③ 工事請負契約等の変更後、<u>変更契約書(電磁的方法による提出の場合はその出力書面又は電磁的記録)</u>は、工事請負契約書等と一緒に<u>綴り、又は保管しておく</u>ものとする。 (2) 公共工事履行保証証券についての取扱い ① (略) ② 契約担当官等は、受注者から異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる<u>事項等</u>に誤りがないかを確認の上、異動承認書を受理するものとする。 イ (略) ロ 保証人の<u>記名押印(印刷済みのものを含む。電磁的方法による提出の場合は保証人の氏名又は名称の記</u>	9 履行遅滞時の取扱い (1) 金融機関等の保証についての取扱い ① (略) ② 契約担当官等は、受注者から変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる<u>事項等提出書類</u>に誤りがないかを確認の上、変更契約書を受理するものとする。 イ (略) ロ 保証人が、保証書に記載された金融機関等<u>であり、押印(印刷済みのものを含む。)</u>があること。 ハ～ヘ (略) ③ 工事請負契約等の変更後、<u>変更契約書は、工事請負契約書等と一緒に綴っておく</u>ものとする。 (2) 公共工事履行保証証券についての取扱い ① (略) ② 契約担当官等は、受注者から異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる<u>事項等提出書類</u>に誤りがないかを確認の上、異動承認書を受理するものとする。 イ (略) ロ 保証人の<u>記名押印(印刷済みのものを含む。)</u>があること。

載)があること。 ハ～ヘ (略) ③ 工事請負契約等の変更後、<u>異動承認書</u> (電磁的方法による提出の場合はその出力書面又は電磁的記録)は、工事請負契約書等と一緒に綴り、又は保管しておくものとする。	ハ～ヘ (略) ③ 工事請負契約等の変更後、<u>異動承認書</u>は、工事請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。
別記様式	
別添2 現場説明書記載例 ○契約の保証について (1) (略) <u>(2) (1)の規定による金融機関等が交付する金融機関等の保証に係る保証書、保険会社等が交付する公共工事履行保証証券に係る証券又は保険会社が交付する履行保証保険契約に係る証券の提出に代えて、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。)であって金融機関等が定め契約担当官等の認める措置を講ずることができる。この場合において、落札者は当該保証書又は証券を提出したものとみなす。</u> <u>(3) (1)の規定にかかわらず、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の2第1項第1号の規定により工事請負契約書の作成を省略することができる工事請負契約である場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。</u> (削る) (削る)	別添2 現場説明書記載例 ○契約の保証について (1) (略) (新設) <u>(2) (1)の規定にかかわらず、次の①又は②のいずれか(設計業務等委託契約の場合にあっては、①)に該当する場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。</u> ① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の2第1項第1号の規定により工事請負契約書の作成を省略することができる工事請負契約である場合 ② 落札者が共同企業体である場合。ただし、当該共同企業体の構成員の全部が中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1号に規定する会社及び個人をいう。)であつ

	て、その数が3人以下である場合又は構成員のうち工事施工能力が最低と認められる者の等級（工事請負業者選定事務処理要領（昭和41年12月23日付け建設省厚発第76号）第7第1項第2号の規定により付された等級をいう。）が当該共同企業体の等級より2等級以上下位であるものを含む場合を除く。
--	---